

## 新型コロナウイルス感染症相模原市対策本部の廃止について

新型コロナウイルス感染症相模原市対策本部（以下「市対策本部」という。）について、次のとおり廃止しますので、お知らせします。

### 1 概要

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ位置付けられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の規定に基づき、政府対策本部が廃止され、神奈川県対策本部も廃止されます。

また、特措法に基づく住民及び事業者等への措置が終了し、国の基本的対処方針も廃止されることから、令和2年4月7日に設置した市対策本部については、令和5年5月8日に廃止します。

なお、新型コロナウイルス感染症に対する本市の基本的な対応方針について定める「国、県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた本市の対応」については、「市対策本部」の廃止に伴い、同日付で廃止します。

### 2 廃止日時

令和5年5月8日（月）午前0時

### 3 今後の対応

市対策本部廃止後は、相模原市健康危機管理基本指針に基づく「健康危機管理庁内対策本部会議」において、感染状況や変異株の発生等に迅速かつ的確に対応する体制とします。

以上

問合せ先  
緊急対策課  
電話 042-707-7044